

小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準

現行								改正後							
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第84条の規定により、特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関して、小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。</p> <p>条例第83条に規定する特定小規模施設のうち小規模固定型内燃機関及びガスタービンを設置する事業者は、当該施設から排出される排煙による大気汚染の防止に努めるに当たり、次に定める窒素酸化物の排出濃度基準を遵守するものとする。</p> <p>窒素酸化物の排出濃度基準は、次に定めるとおりとする。</p>								<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第84条の規定により、特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関して、小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準を次のとおり定める。</p> <p>条例第83条に規定する特定小規模施設のうち小規模固定型内燃機関及びガスタービンを設置する事業者は、当該施設から排出される排煙による大気汚染の防止に努めるに当たり、次に定める窒素酸化物の排出濃度基準を遵守するものとする。</p> <p>窒素酸化物の排出濃度基準は、次に定めるとおりとする。</p>							
<p>施行 平成15年4月1日 一部改正 平成17年4月1日</p>								<p>施行 平成15年4月1日 最近改正 令和2年3月25日 (改正施行 令和2年4月1日)</p>							
施設の種 類及び規 模	窒素酸化物の排出濃度基準 (ppm)						標準 酸素 濃度 (%)	施設の種 類及び規 模	窒素酸化物の排出濃度基準 (ppm)						標準 酸素 濃度 (%)
	平成4 年4月 1日前 に設置 された もの	平成4 年4月 1日以 後平成 6年4 月1日 前に設 置され たもの	平成6 年4月 1日以 後平成 9年4 月1日 前に設 置され たもの	平成9 年4月 1日以 後平成 15年4 月1日 前に設 置され たもの	平成15 年4月 1日以 後平成 16年4 月1日 前に設 置され たもの	平成16 年4月 1日以 後に設 置され たもの			平成4 年4月 1日前 に設置 された もの	平成4 年4月 1日以 後平成 6年4 月1日 前に設 置され たもの	平成6 年4月 1日以 後平成 9年4 月1日 前に設 置され たもの	平成9 年4月 1日以 後平成 15年4 月1日 前に設 置され たもの	平成15 年4月 1日以 後平成 16年4 月1日 前に設 置され たもの	平成16 年4月 1日以 後に設 置され たもの	
ディーゼルエンジンのうち燃料の重油換算が25L/h以上であるもの	190			110			13	ディーゼルエンジンのうち燃料の重油換算が25L/h以上であるもの	190			110			13

現行								改正後									
ディーゼルのうち燃料換算能力が25L/h未満のもの	500	380					13		ディーゼルのうち燃料換算能力が25L/h未満のもの	500	380					13	
ガスのうち燃料換算能力が10L/h以上であるもの	300						0		ガスのうち燃料換算能力が10L/h以上であるもの	300						0	
ガスエンジンのうち燃料の重油換算能力が10L/h未満であるガスヒートポンプ	—	800	500	300	200	100	0	ガスエンジンのうち燃料の重油換算能力が10L/h未満であるガスヒートポンプ	—	800	500	300	200	100	0		
ガスのうち燃料換算能力が10L/h未満のもの（ガスヒートポンプを除く。）	—	800	500	300			0	ガスのうち燃料換算能力が10L/h未満のもの（ガスヒートポンプを除く。）	—	800	500	300			0		

現行			改正後		
ガソリンエンジン	300	0	ガソリンエンジン	300	0
ガスタービン	<u>二</u>	16	ガスタービン	<u>70</u>	16
備考 1 この排出濃度基準が適用される施設は、次に掲げる施設とする。ただし、非常用の施設を除く。 (1) ディーゼルエンジン及びガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が50L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの (2) ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が35L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの 2 ガスエンジンのうちガスヒートポンプの排出濃度基準については、 日本工業規格B8627-1 に定めるNOx12モード値とする。 3 次に掲げる施設については、当分の間、排出濃度基準を適用しない。 (1) 平成元年6月1日前に設置されたディーゼルエンジン及びガスエンジン (2) 平成3年6月1日前に設置されたガソリンエンジン (3) 平成4年4月1日前に設置された燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満のガスエンジン <u>(4) ガスタービン</u> 4 燃料の燃焼能力の重油換算については、条例施行規則別表第1備考に定める方法によるものとする。			備考 1 この排出濃度基準が適用される施設は、次に掲げる施設とする。ただし、非常用の施設を除く。 (1) ディーゼルエンジン及びガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が50L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの (2) ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が35L/h未満であるもので、原動機の定格出力が7.5kW以上であるもの 2 ガスエンジンのうちガスヒートポンプの排出濃度基準については、 規格B8627附属書H に定めるNOx12モード値とする。 3 次に掲げる施設については、当分の間、排出濃度基準を適用しない。 (1) 平成元年6月1日前に設置されたディーゼルエンジン及びガスエンジン (2) 平成3年6月1日前に設置されたガソリンエンジン (3) 平成4年4月1日前に設置された燃料の重油換算燃焼能力が10L/h未満のガスエンジン 4 燃料の燃焼能力の重油換算については、条例施行規則別表第1備考に定める方法によるものとする。		